

第683回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成27年 3月 10日（火）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

（1）大型X線検査装置の稼働再開への準備について

監視部 富永 次長

監視部 佐々木 管理課長

（2）日豪EPAに係るお知らせについて

業務部 高澤 原産地調査官

（3）平成26年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況について

業務部 篠原 知的財産調査官

4、その他・連絡事項等

- ・電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況（2月分）等について
業務部 矢野統括審査官（通関総括第1部門）
- ・サーメット製の工具用の板、棒、チップ等の分類について
業務部 古賀 首席関税鑑査官

次回開催予定日 **平成27年4月7日（火）** 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

平成27年2月25日

横浜税関総務部

監視部

各位

大型X線検査装置の稼働再開への準備について

平素から輸出入貨物等の検査に対し、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

昨年3月1日より稼働を停止しております「横浜税関コンテナ検査センター」の大型X線検査装置について、平成26年度補正予算において同装置の稼働再開のための予算が認められ、この度、入札を実施し、昨日施工業者が決定いたしました。

つきましては、これより稼働再開に向けての工事等の準備を進めて参りますので、稼働再開までの間、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、具体的な稼働再開の時期につきましては、工事の進捗等を見極めながら、追ってお知らせいたします。

問合先

横浜税関監視部検査総括部門

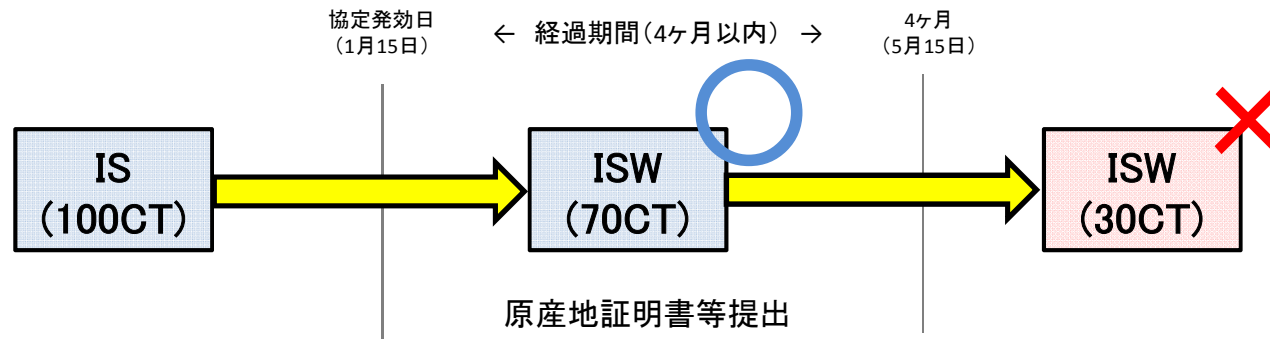
045-625-5014

お知らせ

日豪EPAに係る経過措置対象貨物の取扱いについて

日豪EPA発効日(1月15日)に日豪EPA第3.27条1(a)又は(b)の状態にある貨物については、日豪EPA発効の後4ヶ月以内(5月15日まで)に輸入申告(蔵出輸入申告及び移出輸入申告については輸入許可)された場合には日豪EPA税率の適用を受けることが可能です。

例えば以下のように、日豪EPA発効前に蔵入れ承認を受けた貨物(100CT)について、1月15日以降5月15日までの間に、その全量(100CT)について日豪EPAの原産地証明書等を税関に提出し、その一部(70CT)について輸入許可を受けた場合、当該一部の貨物(70CT)については、日豪EPA税率の適用を受けることが可能です。しかし、輸入許可が(経過期間超の)5月16日以降になった場合、残りの貨物(30CT)については、経過期間内に日豪EPAの原産地証明書等を税関に提出していても、日豪EPA税率の適用を受けることができませんのでご注意ください。



【参照条文:第3.27条 輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定】

1 輸入締約国の税関当局は、この協定の効力発生の日の後四箇月以内又は当該輸入締約国が認めるこれよりも長い期間内に、この協定の効力発生の日に次の状態にある輸出締約国の原産品に対し、関税上の特惠待遇を与える。

(a)当該輸出締約国から当該輸入締約国に向けて輸送中の原産品

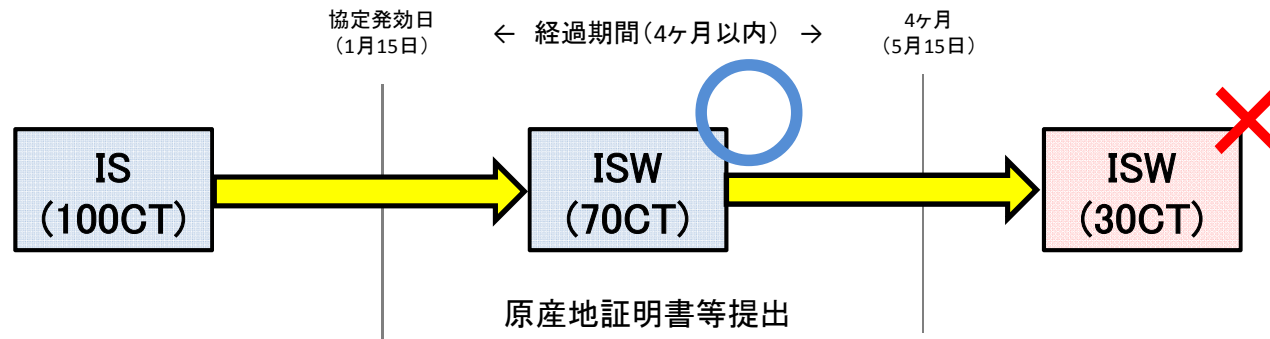
(b)税関管理(当該輸入締約国の税関当局により規制される倉庫における一時蔵置を含む。)から引取りを許可されていない原産品

お知らせ

日豪EPAに係る経過措置対象貨物の取扱いについて

日豪EPA発効日(1月15日)に日豪EPA第3.27条1(a)又は(b)の状態にある貨物については、日豪EPA発効の後4ヶ月以内(5月15日まで)に輸入申告(蔵出輸入申告及び移出輸入申告については輸入許可)された場合には日豪EPA税率の適用を受けることが可能です。

例えば以下のように、日豪EPA発効前に蔵入れ承認を受けた貨物(100CT)について、1月15日以降5月15日までの間に、その全量(100CT)について日豪EPAの原産地証明書等を税関に提出し、その一部(70CT)について輸入許可を受けた場合、当該一部の貨物(70CT)については、日豪EPA税率の適用を受けることが可能です。しかし、輸入許可が(経過期間超の)5月16日以降になった場合、残りの貨物(30CT)については、経過期間内に日豪EPAの原産地証明書等を税関に提出していても、日豪EPA税率の適用を受けることができませんのでご注意ください。



【参照条文:第3.27条 輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定】

1 輸入締約国の税関当局は、この協定の効力発生の日の後四箇月以内又は当該輸入締約国が認めるこれよりも長い期間内に、この協定の効力発生の日に次の状態にある輸出締約国の原産品に対し、関税上の特惠待遇を与える。

(a)当該輸出締約国から当該輸入締約国に向けて輸送中の原産品

(b)税関管理(当該輸入締約国の税関当局により規制される倉庫における一時蔵置を含む。)から引取りを許可されていない原産品

お知らせ

日豪EPAに基づき豪州で発給される原産地証明書について

豪州において、日豪EPAに基づく原産地証明書はACCIとAiGにより発給されますが、発給形式には、従来の紙発給によるものに加えて、電子発給によるものがあります。

電子発給によるもの場合には、輸出者又は生産者(申請者)、輸入者(代理(通関業者)も含む)のいずれかが印刷したものを原本として税関に提出していただく必要があります。なお、一度印刷された原産地証明書を再度PDF化したものやFAXにより送付されたもの等を印刷した場合には、原本とはみなされませんのでご注意ください。

発給機関	発給形式	提出形式
ACCI、AiG	紙発給	紙
	電子発給	紙(印刷された紙)

お知らせ

日豪EPAに基づき豪州で発給される原産地証明書について

豪州において、日豪EPAに基づく原産地証明書はACCIとAiGにより発給されますが、発給形式には、従来の紙発給によるものに加えて、電子発給によるものがあります。

電子発給によるもの場合には、輸出者又は生産者(申請者)、輸入者(代理(通関業者)も含む)のいずれかが印刷したものを原本として税関に提出していただく必要があります。なお、一度印刷された原産地証明書を再度PDF化したものやFAXにより送付されたもの等を印刷した場合には、原本とはみなされませんのでご注意ください。

発給機関	発給形式	提出形式
ACCI、AiG	紙発給	紙
	電子発給	紙(印刷された紙)

輸入差止件数は過去最高を更新！

～平成 26 年の横浜税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況～

平成 26 年の横浜税関における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の輸入差止状況について次のとおりお知らせします。

- ◆ 輸入差止件数は前年比で約 2.5 倍で年間の差止件数としては過去最高を更新
- ◆ 中国からの知的財産侵害物品の差止件数が全体の約 8 割強
- ◆ ブランド品の代表格であるバッグや財布などの模倣品、スマートフォンの更なる普及によるスマートフォン用ケースの模倣品の差止めが、件数、点数ともに増加

【概況】

- ・ 輸入差止件数は 4,710 件で、前年実績（1,870 件）と比較すると約 2.5 倍となっており、輸入差止件数としては過去最高（従来は平成 24 年の 2,575 件）を更新しました。
- ・ 輸入差止点数は 124,916 点で、前年実績（24,849 点）の約 5 倍となっています。
- ・ 輸入差止件数及び点数が大幅に増加した要因は、日本郵便(株)の国際郵便物の集約により、川崎外郵出張所での国際郵便物の取扱量が増え、税関による取締りの結果、知的財産を侵害する貨物が多数差止められたことが主な要因です。

○仕出国（地域）別

- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止件数の構成比は、中国が 3,926 件で全体の約 8 割強を占め、引き続き中国からの差止めが多くなっています。

○品目別

- ・ 品目別の輸入差止件数は、ハンドバッグや財布などのバッグ類が 2,035 件（前年比約 3.7 倍）で最も多く、次いでブーツなどの靴類が 712 件（前年比約 3.9 倍）となっています。
- ・ 点数ベースでは食品が 50,400 点（前年比全増）、次いで近年普及が進んでいるスマートフォン用のケース等の携帯電話及び付属品が 10,381 点（前年比約 2 倍）となっています。

○知的財産別

- ・ 知的財産別では、件数・点数とも商標権侵害物品が大半を占める傾向は変わらないものの、不正競争防止法違反物品の差止実績は、前年比で件数が 5.6 倍、点数は 4.7 倍と大幅に増加しました。

○輸送形態別

- ・ 輸送形態別の輸入差止件数は、郵便物が 4,697 件となっており、ほとんどが郵便物からの差止めとなっています。

【お問い合わせ先】

横浜税関業務部 知的財産調査官

TEL 045-212-6116

横浜税関で輸入を差止めた侵害品の例

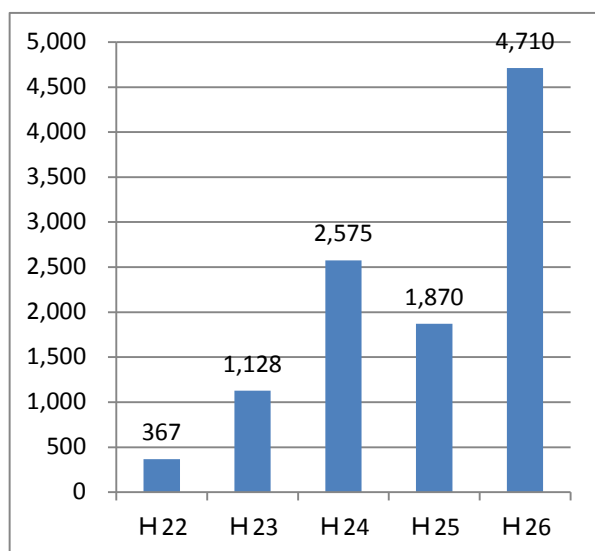
<p>バッグ (商標権)</p>	<p>眼鏡類 (商標権)</p>	<p>靴 (商標権)</p>
		
<p>スマートフォンのケース (商標権)</p>	<p>油性マーカー (商標権)</p>	<p>油性マーカー (商標権)</p>
		
<p>医薬品 (商標権)</p>	<p>魚掴み器 (意匠権)</p>	<p>マジコン (不正競争防止法)</p>
		

【輸入差止件数及び点数】

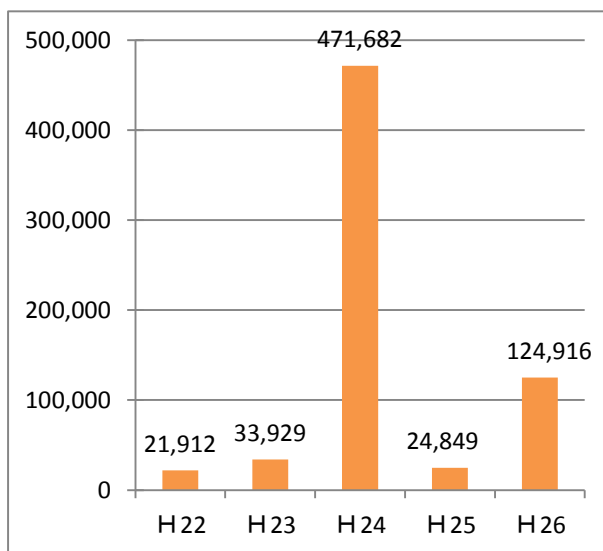
平成26年の横浜税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は4,710件であり、前年の1,870件と比較して約2.5倍となっています。また、輸入差止点数は124,916点で、前年の24,849点と比較して約5倍となっています。これは、日本郵便㈱の国際郵便物の集約により川崎外郵出張所での国際郵便物の取扱量が増え、税関による取締りの結果、知的財産を侵害する貨物が多数差止められたことが主な要因です。

知的財産侵害物品の輸入差止実績

(件数ベース)



(点数ベース)



注：「差止件数」及び「差止点数」は、当関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものです。

<参考：全国実績との比較>

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	前年同期比
横浜税関	件数	367	1,128	2,575	1,870	4,710	251.9%
	点数	21,912	33,929	471,682	24,849	124,916	502.7%
全国実績	件数	23,233	23,280	26,607	28,135	32,060	114.0%
	点数	630,688	728,234	1,117,592	628,187	895,792	142.6%

【仕出国別差止実績】

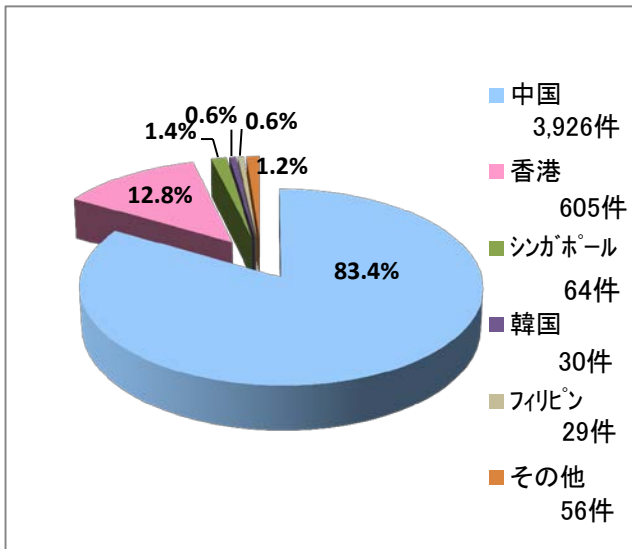
仕出国別差止件数は、中国が3,926件（構成比83.4%）、香港が605件（同12.8%）、シンガポールが64件（同1.4%）と続いています。

差止点数は、中国が65,783点（構成比52.7%）、米国が50,497点（同40.4%）、香港が4,317点（同3.5%）となっています。

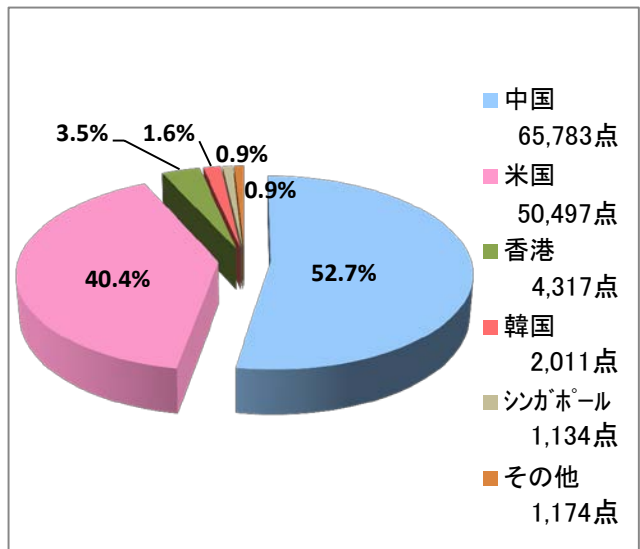
中国については、全国実績でも知的財産侵害物品の仕出国として一極化への進展が窺われるところ、横浜税関においても同様に中国が最も多い状況となっています。

仕出国（地域）別差止実績構成比

（件数ベース）



（点数ベース）



注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

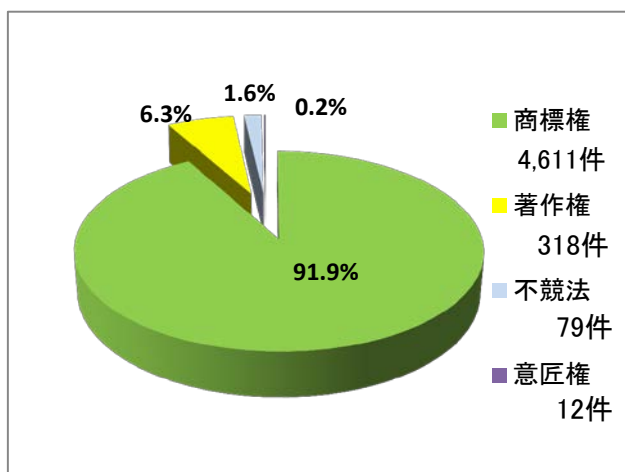
【知的財産別差止実績】

輸入差止件数は、偽ブランド品等の商標権侵害物品が4,611件（構成比91.9%）で、全体の大半を占め、次いでキャラクターグッズ等の著作権侵害物品が318件（同6.3%）でした。

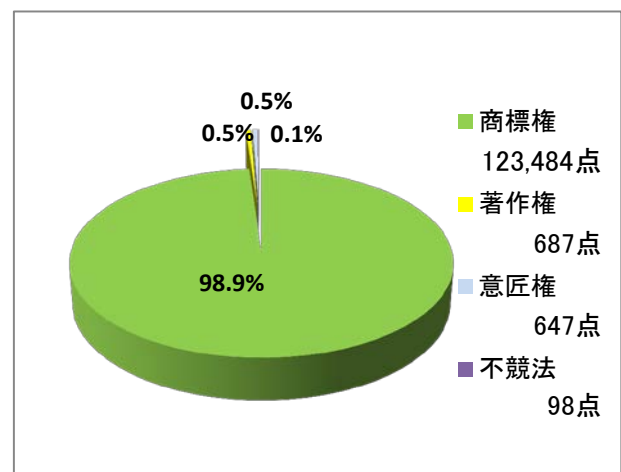
輸入差止点数についても、商標権侵害物品が123,484点（構成比98.9%）で、著作権侵害物品が687点（同0.5%）でした。

知的財産別差止実績構成比

（件数ベース）



（点数ベース）



注）1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しません。

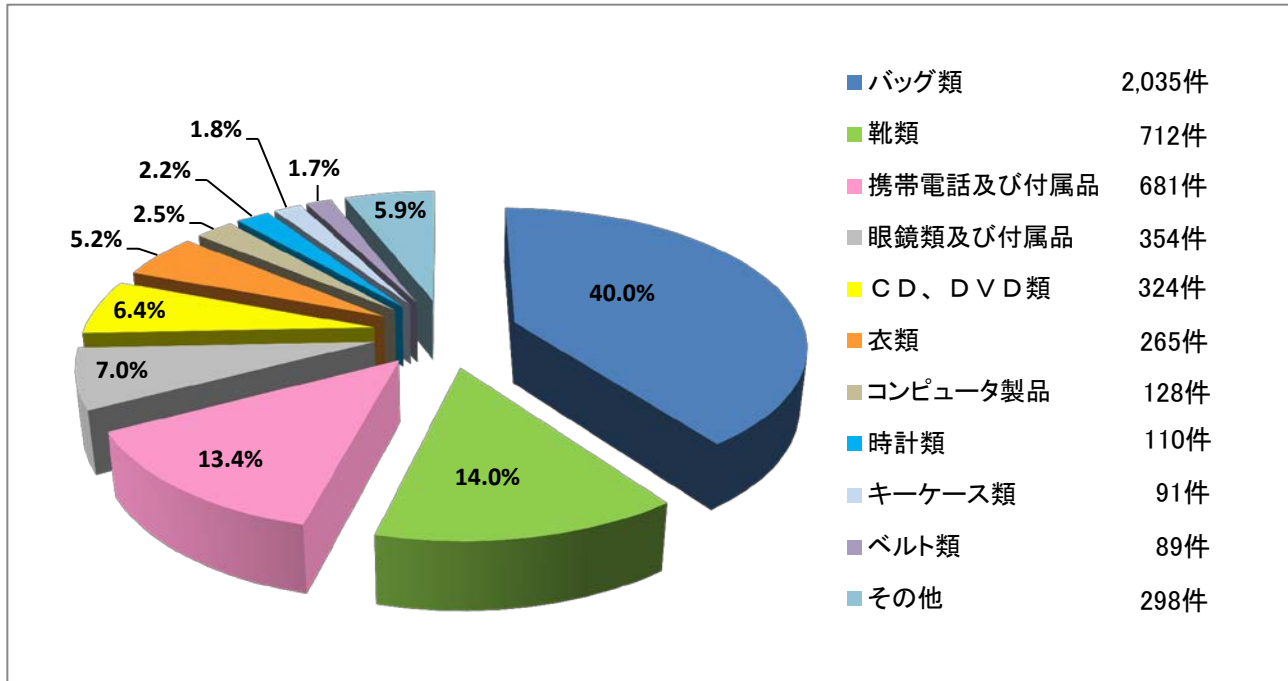
【品目別差止実績】

輸入差止件数は、財布やハンドバッグなどのバッグ類が2,035件（構成比40.0%）と最も多く、次いで靴類が712件（同14.0%）、携帯電話及び付属品が681件（同13.4%）でした。

輸入差止点数は、食品が50,400点（構成比40.3%）と最も多く、次いで携帯電話及び付属品が10,381点（同8.3%）、バッグ類が5,116点（同4.1%）でした。

品目別構成比

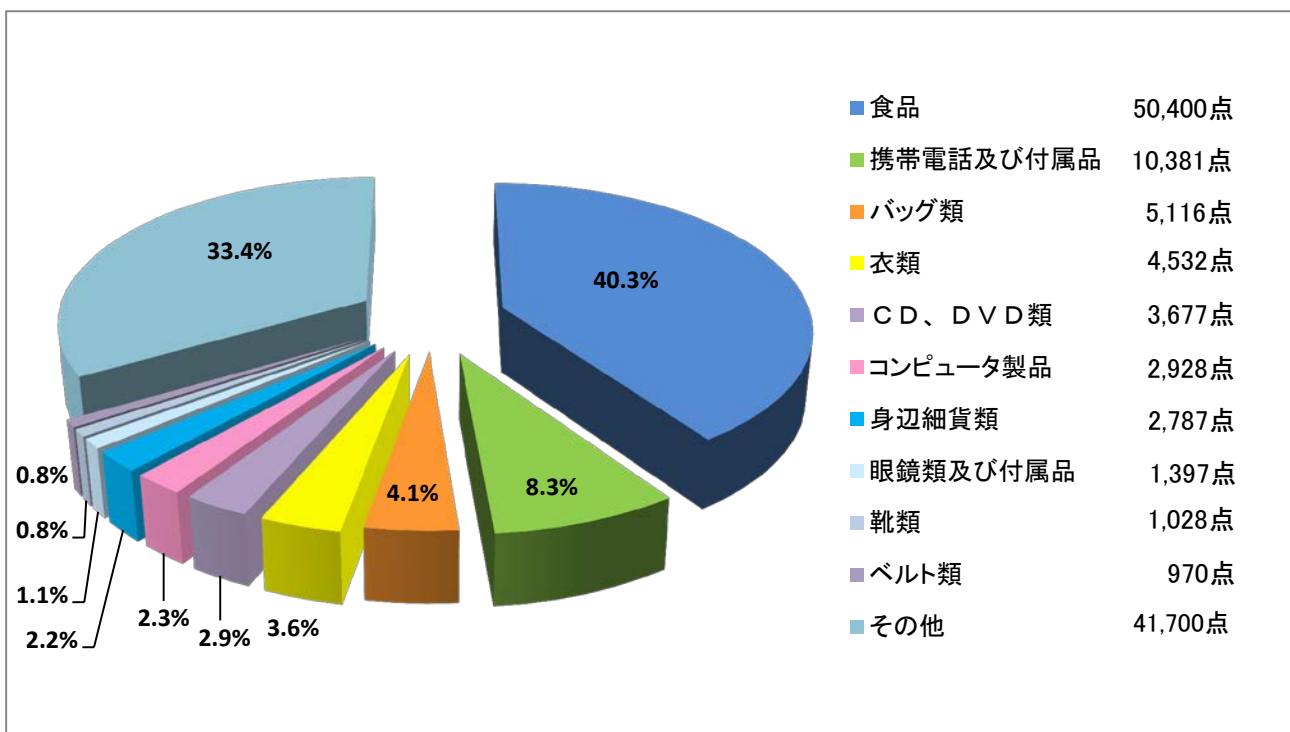
（件数ベース）



注1) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

注2) 1事案に複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計件数は一致しません。（計表差止実績.4参照）

（点数ベース）



注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

計表 差止実績

1. 輸送形態別輸入差止実績(件数・点数)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	前年同期比
件数	一般貨物	10	13	24	11	13	118.2%
	郵便物	357	1,115	2,551	1,859	4,697	252.7%
	合計	367	1,128	2,575	1,870	4,710	251.9%
点数	一般貨物	16,405	23,628	442,306	3,875	52,785	13.62倍
	郵便物	5,507	10,301	29,376	20,974	72,131	343.9%
	合計	21,912	33,929	471,682	24,849	124,916	502.7%

2. 仕出国別輸入差止実績(件数・点数)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	前年同期比
件数	中国	290	1,045	2,518	1,559	3,926	251.8%
	香港		5	7	48	605	12.6倍
	シンガポール				141	64	45.4%
	韓国		1	3	12	30	250.0%
	フィリピン		1	2	36	29	80.6%
	その他	77	76	45	74	56	75.7%
	合計	367	1,128	2,575	1,870	4,710	251.9%
点数	中国	19,755	32,293	451,620	21,434	65,783	306.9%
	米国				37	50,497	1364.78倍
	香港		42	567	861	4,317	501.4%
	韓国		10	1,031	252	2,011	798.0%
	シンガポール				328	1,134	345.7%
	その他	2,157	1,584	18,464	1,937	1,174	60.6%
	合計	21,912	33,929	471,682	24,849	124,916	502.7%

注)本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

3. 知的財産別輸入差止実績(件数・点数)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	前年同期比
件数	特許権	1	1				-
	意匠権		1	1	1	12	12倍
	商標権	348	1,105	2,537	1,832	4,611	251.7%
	著作権	28	46	52	137	318	232.1%
	育成者権		1				-
	不競法			1	14	79	564.3%
	合計	367	1,128	2,575	1,984	5,020	253.0%
点数	特許権	350	7,190				-
	意匠権		5	125	8	647	81倍
	商標権	19,487	23,484	440,463	21,923	123,484	563.3%
	著作権	2,075	1,435	31,094	2,897	687	23.7%
	育成者権		1,815				-
	不競法				21	98	466.7%
	合計	21,912	33,929	471,682	24,849	124,916	502.7%

注)1事案で複数の品目を含んだものがあるため、権利ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しません。

4. 品目別輸入差止実績(件数・点数)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	前年同期比
件数	バッグ類	122	307	645	547	2,035	372.0%
	靴類	60	245	912	184	712	387.0%
	携帯電話及び付属品	6	13	66	140	681	486.4%
	眼鏡類及び付属品	3	6	37	307	354	115.3%
	CD、DVD類	6	169	117	96	324	337.5%
	衣類	186	333	699	394	265	67.3%
	コンピュータ製品	2	15	45	29	128	441.4%
	時計類	7	8	35	46	110	239.1%
	キーケース類	13	6	46	34	91	267.6%
	ベルト類	12	24	57	43	89	207.0%
	その他	51	86	145	245	298	121.6%
	合計	468	1,212	2,804	2,065	5,087	246.3%
点数	食品					50,400	全増
	携帯電話及び付属品	201	314	1,101	5,086	10,381	204.1%
	バッグ類	434	9,981	25,614	2,035	5,116	251.4%
	衣類	1,127	4,685	7,582	7,349	4,532	61.7%
	CD、DVD類	57	693	528	789	3,677	466.0%
	コンピュータ製品	430	318	155	777	2,928	376.8%
	身辺細貨類	123	159	750	1,975	2,787	141.1%
	眼鏡類及び付属品	25	10	79	2,174	1,397	64.3%
	靴類	466	338	2,012	508	1,028	202.4%
	ベルト類	17	61	1,753	138	970	702.9%
	その他	19,032	17,370	432,108	4,018	41,700	10倍
	合計	21,912	33,929	471,682	24,849	124,916	502.7%

注)1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しません。

5. 輸出差止実績(件数・点数)

(1)仕向国(地域)別

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	前年同期比
件数	韓国			2			-
	アフガニスタン		1				-
	フィリピン	1					-
点数	韓国			61			-
	アフガニスタン		2				-
	フィリピン	1					-

注)平成25年以降は差止実績なし。

(2)知的財産別

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	前年同期比
件数	商標	1	1	2			-
点数	商標	1	2	61			-

(3)品目別

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	前年同期比
件数	バッグ類	1		2			-
	キーケース類			1			-
	時計類		1				-
	合計	1	1	2			-
点数	バッグ類	1		60			-
	キーケース類			1			-
	時計類		2				-
	合計	1	2	61			-

注)1事案で複数の品目を含んだものがあるため、権利ごとの件数の合計と全体の合計欄の件数は一致しない。

横浜税関管内の申告添付登録(MSX業務)利用状況

輸出

申告年月	区2,3 添付割合
2013年10月	28%
2013年11月	32%
2013年12月	41%
2014年1月	43%
2014年2月	43%
2014年3月	47%
2014年4月	47%
2014年5月	47%
2014年6月	46%
2014年7月	48%
2014年8月	49%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	55%
2014年12月	59%
2015年1月	62%
2015年2月	63%

2015年2月の内訳

海上	62%
航空	81%

輸入

申告申請年月	区2,3 添付割合
2013年10月	25%
2013年11月	30%
2013年12月	34%
2014年1月	38%
2014年2月	38%
2014年3月	40%
2014年4月	42%
2014年5月	44%
2014年6月	44%
2014年7月	47%
2014年8月	48%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	60%
2014年12月	62%
2015年1月	63%
2015年2月	63%

2015年2月の内訳

海上	63%
航空	54%

【参考】 2015年1月の各税関添付割合(海上)

輸出	
東京	54%
横浜	62%
神戸	81%
大阪	65%
名古屋	51%
門司	69%
長崎	85%
函館	85%
沖縄	80%
合計	64%

輸入	
東京	42%
横浜	63%
神戸	69%
大阪	69%
名古屋	70%
門司	73%
長崎	71%
函館	62%
沖縄	75%
合計	61%

2015年3月10日
通関協議会資料
横浜税関業務部関税鑑査官部門

お知らせ

サーメット製の工具用の板、棒、チップ等の分類について

サーメット製の工具用の板、棒、チップ等は「8209.00（工具用の板、棒、チップその他これに類する物品）」に分類されることとなっておりますが、「8113.00（サーメット及びその製品）」に分類されている事例がありました。

つきましては、御社関係輸入者等の取扱い品目の中で、「8209.00」に分類される工具用のサーメット製の板、棒、チップ等を「8113.00」で通関していると思われる実績がありましたら、通関を行った税関までご相談下さい。

本件の関税分類に関するご質問は、関税鑑査官部門までお問い合わせ下さい。